

愛知文教大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価
調査報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

愛知文教大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、愛知文教大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

「質実有為で宗教的情操を身につけた真人の育成」という建学の精神のもと、急激に変化する現代社会を生き抜く人材の育成を通じて社会の発展に寄与することを使命・目的とし、これに基づいた教育目的を定めて学則に明記している。入学志願者には教育目的を「逆転力教育」という言葉で表現して、ホームページなどにより学内外に周知している。

使命・目的及び教育目的は、社会情勢の変化等に対応した見直しを図っており、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）にも反映している。

教育研究組織として、人文学部人文学科及び大学院国際文化研究科国際文化専攻修士課程を設置している。

「基準2. 学修と教授」について

学生の受入れについては、アドミッションポリシーを学部及び研究科それぞれに明示し、入学試験要項やホームページなどで周知している。入学者数は、平成29(2017)年度には増加したが、入学者確保の基本方針に基づき引き続き入学者数を向上させ、収容定員の確保に向けた努力に期待する。

教育課程は、ディプロマポリシーと一貫性のあるカリキュラムポリシーに従って体系的に編成している。学生は、英語・中国語・キャリア科目の三つのポートフォリオを活用し、主体的な学修に取組むことができ、教員からも学生の目標達成状況が確認できるよう工夫している。授業調査アンケート、学生満足度調査に基づく改善に取組んでおり、学長主催の「アフタヌーンティー」などにより、学生から直接意見を聴く仕組みも整えている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人経営の規律は寄附行為で担保するとともに、各種規則を定め教職員の組織倫理を明らかにしている。法人の業務決定機関である理事会には、迅速な意思決定を行うべく平成28(2016)年に常任理事会を設置した。大学では、学長を補佐する体制として学長室会議等を整備し、学長は各種会議体の議長としてリーダーシップを発揮している。また、全専任教職員が出席する「木曜ミーティング」などを通じて情報共有を図り、業務執行に当たっている。なお、法人内の諸規則については、関係法令にのっとり必要な見直しに努められたい。

財務状況については、法人全体として改善努力が認められるものの、大学部門は支出超過であるため、その対策として策定した「愛知文教大学中長期計画書（平成30(2018)～

32(2020)年度)」の目標達成に向けた継続的な努力に期待したい。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は、使命・目的を達成するために自主的・自律的な自己点検・評価を行う旨を学則に規定し、自己点検評価委員会規程に基づき自己点検評価委員会を設置している。自己点検・評価の実施に当たっては、大学事務局においてデータ収集等を行い、自己点検評価委員会がエビデンスに基づく分析を行っている。

自己点検・評価の結果を大学運営・教育研究等の改善に活用するPDCAサイクルの仕組みの定着に努力がなされており、今後、更にその機能性が向上するよう期待したい。

総じて、大学は建学の精神や使命・目的に基づき適切に教育・研究に取組み、教育目的に沿った人材育成がなされている。授業調査アンケート、FD(Faculty Development)研修会、意見交換会や財政改善計画等にも取組んでおり、それらが大学全体としての改革・改善計画に構造化され、継続的な取組みとして学生確保に結びつき、財務基盤の安定化にも寄与するよう期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

III 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

大学は、「質実有為で宗教的情操を身につけた真人の育成」という建学の精神を実現することを使命とし、「グローバル化の波にあってだれでもが容易に社会的弱者になりうる現代社会において、その没落を防ぎ、一生を自立的に生き抜く強い心とそれを助ける社会力を備えた人材を育成することを通じ、社会の発展に寄与すること」を目的としている。大学院は、「建学の精神を現代社会に適応させるべく、言語および言語文化に深く習熟し、高い異文化理解能力を持つ眞の国際人を養成し、急激に変化する現代社会を生き抜く人材を育成して社会に貢献すること」を使命・目的としている。

大学、大学院は、それぞれの学則に使命・目的及び教育目的を定め、簡潔かつ具体性をもって明文化している。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

特になし。

【参考意見】

特になし。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学は、教育目的である「自他の文化に関する幅広くかつ深い理解にもとづく人文知の総合的な育成、および実践英語、実践中国語の修得と母語の運用能力向上による真のコミュニケーション力の養成」を個性・特色とし、大学院は、教育目的である「現代語や古典語等種々の文献を読みこなす高度な能力と、学際的かつ比較文化的な広い視点を持ち、今日の国際化、複雑化する社会の要請に応じることのできる人材の育成」を個性・特色とし、明示している。

大学、大学院は、学校教育法及び設置基準に照らし適切な目的、人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を学則に定めており、社会情勢の変化等に対応し教育目的等の見直しを行っている。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

特になし。

【参考意見】

特になし。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

理事会では、教育研究上の基本方針を含む経営計画を審議しており、使命・目的及び教育目的は学則条文として決定する際に役員が関与・参画している。この教育研究上の基本方針は、学長、学部長、研究科長、事務局長等で構成する学長室会議の審議を経ており、運営委員会、教授会、研究科会議、木曜ミーティング、事務職員朝礼、新任教職員研修会等を通じて全教職員に周知している。

使命・目的及び教育目的は、三つの方針に反映しており、ホームページ、オリエンテーションなどにおいて学内外に周知するとともに、特に新入生には必修科目の中で周知・解説している。

使命・目的及び教育目的を達成するため、教育研究組織として人文学部人文学科及び大学院国際文化研究科国際文化専攻修士課程を設置している。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

特になし。

【参考意見】

特になし。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、学部・学科の目的に即して明確に定められ、大学ホームページや入学試験要項で公表されている。また、入試広報活動を通して周知されている。

アドミッションポリシーを踏まえて、適切な入試判定がなされている。

収容定員の未充足が続いているが、ホームページのリニューアル、オープンキャンパスの見直しなどの諸策が実施され、改善の兆しがある。入学者確保の基本方針に基づき引き続き入学者数を向上させ、収容定員の確保に向けた努力に期待する。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

○人文学部人文学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため改善を要する。

【参考意見】

特になし。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえたカリキュラムポリシーを策定し、公表している。また、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーとの一貫性が確保され、体系的な教育課程を編成している。

教授方法の改善を進めるための組織体制が整備され、適正に運用されている。履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われている。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

特になし。

【参考意見】

- ・同一科目の重複履修を認めているが、単位の加算については、卒業要件等との関連にお

いて取扱いの明確化が望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教務担当教員、指導教員（クラス担任）及び事務局教務部の職員が協働して学生の履修等に関する相談や指導に当たっており、学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。

オフィスアワー制度が整備され、全教員による相談支援体制が機能している。また、主に英語・中国語・教職課程において学修支援のための TA・SA 制度を整え、活用している。

多欠席学生への出席喚起の指導などを含め、休学者や留年者及び退学者縮減の努力がなされている。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

特になし。

【参考意見】

特になし。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえたディプロマポリシーを策定し、ホームページ等に公表している。また、単位認定、成績評価及び卒業・修了要件を定め、適用している。

GPA(Grade Point Average)制度は、趣旨を踏まえて適正に運用している。

入学前の学修成果に対する単位付与の制度及び留学制度における単位認定については、明確な基準があり、厳正に適用している。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

特になし。

【参考意見】

特になし。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教育課程内にキャリア教育に関する科目を配置し、教育課程外ではガイダンス、就職講座、セミナーなどを実施している。教職員で構成されるキャリアセンターとキャリア委員会を設置し、就職支援体制を整備して学生の支援を行っている。また、インターンシップ制度を整備し、運用している。

このようにキャリア教育のための支援体制、就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切な運営がなされている。

就職活動による授業欠席を公欠とする制度はあるが、厳正に運用され、欠席によって学修上支障が生じないように配慮がなされている。

卒業後の就職未決定者への支援体制も整備されている。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

特になし。

【参考意見】

特になし。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

春・秋学期末に授業調査アンケートを実施している。また、教育プログラムに沿って、英語、中国語、キャリア科目においてそれぞれポートフォリオにより学生の学修状況を把握し、教員がアドバイスをしている。語学科目では、外部語学資格試験を教育目標達成度把握の参照物として利用している。さらに、就職先の企業への聞き取り調査も行っており、教育目的の達成状況の点検・評価方法が工夫・開発されている。

授業調査アンケートは全体集計及び教員ごとの個別集計が行われ、集計結果は少人数クラスを除き科目担当教員に通知される。各教員は集計結果に基づいて授業改善に向けた取組みを学長に報告するとともに各自の授業改善に反映している。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

特になし。

【参考意見】

特になし。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス、厚生補導の組織として事務局学生部及び教員で構成される学生委員会が置かれ、それぞれ適切に機能している。

大学独自の学内奨学金制度に加えて住宅費助成制度があり、学生生活の安定のための経済的支援が行われている。課外活動についても、学生への支援が適切に行われている。また、医務室を設置し、健康相談や緊急時の応急処置に対応している。学生相談室も設置され、心の支援や生活相談等に対応している。

学生には指導教員（クラス担任）が置かれ、学生の履修や学生生活上の相談に応じ、学生の意見を聞いている。また、学生満足度調査を実施し、学生の要望の把握に努めている。学生サービスに対する学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、学生サービスの改善に反映している。

【優れた点】

- ・学長主催で学生との意見交換会等が行われ、課外活動に関する企画が実現するなど具体的な成果につながっている点は評価できる。

【改善を要する点】

特になし。

【参考意見】

特になし。

2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学、大学院ともに、学位の種類及び分野に応じて、必要な各学科の専任教員を確保し、適切に配置している。また、専任教員の年齢のバランスはとれている。教員の採用・昇任に当たっては、関連規定が定められ、適切に運用している。

教員の資質、能力向上への取組みとして、新任教員研修会と FD 研修会を実施している。FD 研修会は関連規則に基づき、教授法開発委員会が行っている。大学院については学部と合同か、あるいは別に研修会を行っている。

教養教育に関しては、カリキュラム委員会が全体を調整・統括しており、教養教育を行うための組織上の措置及び責任体制が確立している。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

特になし。

【参考意見】

特になし。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎は大学設置基準上必要な面積を満たし、運動場、図書館、体育館、情報サービス施設等の施設設備を適切に設置し、快適な教育研究環境を整備し、有効に活用している。図書館は十分な学術情報資料を確保している。また、学生利用の便のため、開館時間の延長日を設けるなど、十分に利用できる環境を整えている。IT 教室も適切に整備している。

校舎は新耐震基準を満たし、施設・設備の安全性を確保している。また、教育環境に関する学生満足度調査を実施し、食堂が整備されるなど、施設・設備の改善に反映している。

授業を行う学生数は教育効果を十分に上げられる人数となっている。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

特になし。

【参考意見】

特になし。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人経営の規律は寄附行為で担保するとともに、教職員勤務規程をはじめ各種規則を定め、教職員の組織倫理を明らかにしている。

使命・目的の実現に向け、理事会、評議員会は経営の重要事項や設置校の運営や教学面の方針を中心に審議し、大学では学長室会議、教授会等の審議を通して継続的に努力している。大学の設置、運営に関連する法令については、概ね遵守している。

愛知文教大学環境方針を定めてアクションプランを実行し、人権及び安全については規則等を整備し、組織的に配慮している。教育情報及び財務情報は、ホームページに掲載し公表している。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

- ・一部の諸規則について、私立学校法、学校教育法などの法令にのっとった整備がなされていない点は改善を要する。

【参考意見】

特になし。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為において、学校法人の業務の決定は理事会によって行うと定め、法人の最高意思決定機関と位置付けているが、理事長への委任事項に関する規則に一部問題がある。また、常任理事会を設置し、法人内の日常業務等に関する現状報告と運営や教学面の方針について連絡協議を行い、迅速な意思決定に資する情報共有や調整を行う体制を整備している。

理事は規定に基づき適切に選任され、理事会への出席状況は良好である。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

- 理事会の業務決定権限に係る理事長への委任事項を明確に規定しておらず、寄附行為実施規則第2条について適切な条文となるよう改善を要する。

- ・理事長の職務の代理及び代行について、寄附行為第10条第1項に定めるとおり運用していない点は改善が必要である。

【参考意見】

特になし。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目3-3を満たしている。

【理由】

学則、管理運営組織及び事務分掌規程により、校務に関する最終的な決定権が学長にあることを規定し、教授会等の組織上の位置付けを明確にしている。

学長室は、学長、学部長、研究科長、事務局長等で構成され、学長室会議を原則として毎週開催して大学の運営及び教学方針に関する重要事項等について審議しており、学長の意思決定に資する機関として機能している。

学長は、教授会、学長室会議等に出席し、大学の意思決定と業務執行において適切なリーダーシップを発揮している。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

- ・学校教育法第93条第2項第3号に基づき、学則及び教授会規程に「教授会の意見を聞くことが必要なもの」を規定しているが、学長自身で定めることが担保されるよう、学内規則の見直しを含め改善が必要である。

【参考意見】

- ・学校教育法第93条第2項及び第3項について、学則等に十分に区別されないまま運用している点は、法律の趣旨を適切に踏まえたものとすることが望まれる。
- ・研究科会議における研究科長の職務、位置づけについて、学校教育法改正の趣旨を踏まえ、大学院学則第8条第4項の内容を含め、実態に合わせた学内規則の見直し・整備を行うことが望まれる。
- ・学位規程については、博士課程の廃止に対応した見直しが望まれる。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる

意思決定の円滑化

- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人と大学の各管理運営機関と各部門間の連携については、双方の幹部職員を構成員とした学長室会議や運営委員会を設置し、意思決定の円滑化を目指している。また、常任理事会を設置し大学における活動計画報告及び意見交換等により共通認識を図り、コミュニケーションによる意思決定の円滑化に努めている。

評議員は寄附行為に基づき選任され、評議員会への出席状況も良好である。また、監事は、寄附行為に基づき選任され、理事会・評議員会への出席も良好であり適切に職務を遂行している。

理事長がリーダーシップを発揮できる体制は、各会議体を通じて整備しており、教職員の意見、提案をくみ上げる仕組みも整備し、大学運営の改善へ教職員の意見を反映させる取組みに着手しつつある。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

- ・理事会議事録への署名押印に関し、寄附行為第 19 条第 2 項に定めているとおりに運用していない点について改善を要する。

【参考意見】

- 私立学校における監事の役割も多様化しており、監事の業務執行体制及び支援体制を整備・充実することが望まれる。
- ・私立学校法第 42 条に従い、あらかじめ評議員会で意見を聞かなければならない事項については適正に規定することが望まれる。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

業務執行における管理体制は「愛知文教大学管理運営組織及び事務分掌規程」に定めており、業務執行に必要な部署や職員を配置している。また、国際交流センターをはじめとする各センター・教務委員会等の各委員会にも職員を配置するなど、教育職員と事務職員による教職協働体制を構築している。

朝礼や新任教職員研修会及び外部研修会への参加等 SD(Staff Development)への取組みにより、職員の資質・能力向上を図っている。また、理事会決定事項は学長により学長室会議を経て各部課長へ伝達され、木曜ミーティングなどを通じて職員に周知されている。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

特になし。

【参考意見】

- ・職員の採用・昇任についての運用方針が不明確であることから、規則を整備することが望まれる。
- ・職員は業務執行における必要な部署に配置されているが、学生確保の課題や大学における各事業への取組みを踏まえた体制の強化が望まれる。
- ・各種規則においては、規則の改廃手続きや所掌部署を定めていないものが多く見受けられ、責任の明確化に配慮されたい。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法人全体として収支のバランスはとれているものの、大学部門では学生数確保の目標が達成されず、平成 27(2015)年度、平成 28(2016)年度の 2 か年連続で事業活動収支における教育活動収支差額比率はマイナスになっており、事業活動収支差額比率においても同様となっている。

しかしながら、中長期計画のもと財務運営の改善に取組みつつあり、収支改善の努力が見受けられる。また、外部資金獲得においては、科学研究費助成事業や私立大学等改革支援事業等の補助金に積極的な取組みも見られる。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

○大学部門の支出超過が常態化しているため、課題である人文学部人文学科の学生確保に向けた対策を講じ、中長期財務計画を事業計画と連動とさせて、明確な方針のもとで着実な財務運営に努めるよう改善を要する。

【参考意見】

特になし。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理については、各種規則を整備し、学校法人会計基準と「学校法人足立学園経理規程」「学校法人足立学園経理規程細則」に基づき適正に実施しており、毎月税理士による外部チェックを受けている。

予算に対し著しいかい離が生じた場合は、評議員会に諮問し、理事会の審議を経て補正予算を編成している。

会計監査においては、監査実施者により、適正に実施しており、監査体制を整備している。また、監事と監査人による意見交換の開催により連携を図り、監査の実施体制が確立している。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

特になし。

【参考意見】

- ・内部監査規程を整備するとともに、監事・監査実施者とのより一層の連携を図り、諸課題への取組みのため三様監査体制を構築することが望まれる。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目4-1を満たしている。

【理由】

大学学則及び大学院学則において、その使命・目的を達成するために自主的・自律的な自己点検・評価を行う旨を規定し、自己点検評価委員会規程を制定して自己点検評価委員会において自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

自己点検評価委員会は、学長を委員長とし、学部長、研究科長、事務局長及び学長が指名した3人以上の委員で構成され、自己点検・評価を全教職員の役割分担による全学的組織として実施し「自己点検評価報告書」に取りまとめている。平成28(2016)年度より、毎年度自己点検・評価を実施することとしており、自己点検・評価を周期的に行うよう努力している。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

特になし。

【参考意見】

特になし。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目4-2を満たしている。

【理由】

大学の自己点検・評価は、大学事務局において十分な調査とデータ収集を集約的に行い、

自己点検評価委員会においてエビデンスに基づく分析を行っている。また、収集したデータは、各種委員会等に提供し、活用が図られている。

自己点検・評価の結果は、運営委員会、教授会等に報告するとともに大学ホームページ内の「学校案内」「情報公表」において学内外に公開している。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

- ・自己点検・評価の実施結果は、自己点検評価委員会規程第7条第2項にのつとり、理事会にも報告するとともに、大学における課題や改善項目については全教職員に周知し、情報共有するよう改善を要する。

【参考意見】

特になし。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目4-3を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の結果の活用については、自己点検評価委員会規程第9条に「学長は自己点検・評価の実施結果にもとづき、関係部局における検討を経て、本学の教育研究活動の改善のために必要な措置を講ずるものとする」と規定している。これにのつとり、自己点検評価委員会が点検・評価した結果を学長室会議等において検討しており、自己点検・評価の結果を大学運営・教育研究等の改善に活用するPDCAサイクルの仕組みが定着するよう努力がなされている。今後、その機能性が向上するよう期待したい。

【優れた点】

特になし。

【改善を要する点】

特になし。

【参考意見】

○教育研究活動や大学運営の改善・向上につなげるため、自己点検・評価及び認証評価の結果を大学教職員はもとより法人全体でも活用し、実効性をもったPDCAサイクルとして更に機能することが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1 地域連携に関する指針、体制及び組織

- A-1-① 地域連携に関する指針
- A-1-② 地域連携に関する組織及び体制

A-2 大学が有する人的・物的資源の活用

- A-2-① 地域連携センターの活動
- A-2-② 国際交流センターの活動
- A-2-③ 教職課程研究センターの活動
- A-2-④ 大学施設の開放
- A-2-⑤ 地域振興活動等への参画
- A-2-⑥ 高大連携

【概評】

大学、大学院とともに人材育成を通して社会の発展に寄与し、社会に貢献することを使命・目的としている。その使命・目的に基づき、地元行政と交わした覚書を主な基本方針とし、地域連携センター、国際交流センター、教職課程研究センター、入試広報センター等の学内諸組織を通じて地域連携に関する多種多様な活動が行われており、地域連携に関する組織・体制は整備されている。

活動内容としては、市民講座等への教員の派遣、生涯学習コースの実施、国際交流活動のボランティアスタッフとしての日本人学生・留学生の派遣、日本語支援、学修支援のため教職課程で学ぶ学生の地元小中学校への派遣、教員免許更新講習の実施、有識者を招いて地元の歴史、文化、産業を学ぶ科目的設置、国際交流会館での公開講座、地域イベントへの学生参加の推奨、中国語教員と留学生の高校への派遣による中国語授業など、いずれも地域ニーズに応じ、また、学部の特色を生かした活動内容となっている。

このように、大学が有する物的・人的資源を地域連携へ活用する取組みが積極的に行われている。